

東京都ドクターヘリ運航事業実施要綱

3 福保医救第 5 号
令和 3 年 4 月 1 日

第 1 目的

この事業は、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）の趣旨に基づき、救急医療用ヘリコプターの活用により、救急患者の救命率等の向上や広域救急患者搬送体制の充実を図ることを目的とする。

第 2 事業概要

第 1 の目的を達成するため、東京都（以下「都」という。）は、救急医療に必要な機器を装備し、医薬品を搭載しているヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）に、医師及び看護師等が搭乗し救急現場等に出動し、患者に救命医療を行いながら現場等から医療機関に搬送するドクターヘリ運航事業（以下「本事業」という。）を実施する。

第 3 事業内容

1 事業運営方針の決定

学識経験者、関係行政機関、医療関係団体等をもって構成する救急医療対策協議会において検討を行い、保健医療局長が決定する。

2 基地病院の確保

都は、本事業を運営する基地病院を確保する。

3 協力病院の確保

都は、基地病院を支援する協力病院を確保する。

4 基地病院及び協力病院の運営方針等

基地病院及び協力病院の運営方針等については、保健医療局長が別に定める。

5 広域連携体制の構築

都は、必要に応じて近隣県と協定等を締結し広域連携体制を構築する。

第 4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については保健医療局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 22 日付 5 福保医救第 510 号）

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。